供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供するよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する船員職業紹介に活用することが望ましいこと。また、無料船員職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

求人の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、学校卒業見込者等から無料船員職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項の趣旨に沿って、無料船員職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。

㈡　募集情報提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集（法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項の学校卒業見込者等募集をいう。）を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

五　労働関係法令違反の求人者への対応

学校卒業見込者等の適職選択の観点から、無料船員職業紹介事業者においても、法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十一条に規定する地方運輸局における求人の不受理に準じた取組を進めるため、船員職業安定法第十五条第一項の趣旨である求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十一条の規定に基づき地方運輸局が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、同法第三十四条第二項（同法第三十五条第二号の場合を含む。）又は同法第四十条第三項に規定する無料船員職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等を行うことが望ましいこと。

第二条　船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を次のように改正する。

第一、第二の二並びに第四の四及び五中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

附　則

この告示中、第一条の規定は平成二十八年三月一日から、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
二戸市金田一字上田面一八一番一二から同市金田一字上田面一八〇番一まで	前	三一・〇メートル	五二・八三キロメートル
	後	三一・〇メートル	五二・〇二〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一	道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
〃	一般国道　四号	福島県西白河郡西郷村大字小田倉地先から本宮市荒井地先まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所
〃	〃	本宮市荒井地先から福島県伊達郡国見町大字貝田地先まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所
〃	〃	白石市越河地先から栗原市金成有壁地先まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	〃	一関市真柴地先から二戸市釜沢地先まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所
〃	〃	二戸市釜沢地先から青森市長島地先まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所
〃	六号	北茨城市平潟町地先から福島県相馬郡新地町大字埒木崎地先まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所
〃	〃	宮城県亘理郡山元町坂元地先から仙台市宮城野区日の出町地先まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	七号	鶴岡市鼠ヶ関地先から山形県飽海郡遊佐町吹浦地先まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所
〃	〃	にかほ市象潟町小砂川地先から秋田県南秋田郡八郎潟町真坂地先まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所
〃	〃	秋田県山本郡三種町天瀬川地先から大館市長走地先まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所
〃	十三号	平川市大字碇ヶ関地先から青森市長島地先まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所
〃	〃	福島市杉妻町地先から米沢市万世町刈安地先まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所
〃	〃	米沢市万世町刈安地先から山形県最上郡真室川町大字及位地先まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	〃	山形県最上郡真室川町大字及位地先から大仙市協和上淀川地先まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所
〃	〃	大仙市協和上淀川地先から秋田市川尻町地先まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所
〃	四十五号	仙台市青葉区本町地先から気仙沼市唐桑町地先まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	〃	陸前高田市気仙町地先から岩手県九戸郡洋野町種市地先まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所
〃	〃	岩手県九戸郡洋野町種市地先から青森市長島地先まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所
〃	四十六号	盛岡市上田地先から岩手県岩手郡雫石町大字橋場地先まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所
〃	〃	岩手県岩手郡雫石町大字橋場地先から秋田市川尻町地先まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所
〃	四十七号	仙台市宮城野区日の出町地先から大崎市鳴子温泉地先まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	〃	大崎市鳴子温泉地先から山形県最上郡戸沢村大字古口地先まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	〃	山形県東田川郡庄内町清川地先から酒田市落野目地先まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所